

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 18 年 3 月 9 日・東京都条例第 5 号

1 概要

1 改正理由

- (1) 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 378 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

2 改正事項の概要

- (1) 大気汚染防止法に基づく届出の対象拡大に伴う改正
石綿含有建築物解体等工事に係る作業施行計画の届出については、条例に基づく届出の範囲が法に基づく届出の範囲に含まれるため、条例に基づく届出を要しないこととする規定を、第 124 条第 1 項ただし書きで追加する。
- (2) 飛散防止方法等計画の届出及び勧告の規定の追加
現行条例に基づく作業施行計画の届出の中で求めていた石綿の飛散防止方法等計画の届出および同届出に対する勧告について、条例第 124 条第 3 項及び第 4 項で規定する。
- (3) 規定の整備
第 124 条第 1 項中、「床面積」を「延べ面積等」に改める。
第 124 条第 2 項中、「遵守事項」を「規則又は遵守事項」に改める。
第 61 条中、「第 124 条第 1 項」の下に「若しくは第 3 項」を加える。

2 施行期日

平成18年4月1日

3 問い合わせ先

環境改善部計画課基準担当

直通 03-5388-3482

内線 42-331